

10 完成檢查

10 完成検査

10.1 趣 旨

給水装置は、法第 1 条の「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善」を遂行するため、関連法規・給水条例・取扱要綱等を遵守し、適正に施工しなければならない。

この確認のため、工事が完成した給水装置は、速やかに水道事業管理者の検査を受けなければならない。(法第 15 条第 3 項・条例第 10 条第 2 項)

10.2 提出書類

当該給水装置工事を完了した日から 14 日以内に次の書類を提出する。

- (1) 給水装置完成届出書（様式第 9 号）
- (2) 精算書（様式第 8 号）
- (3) 図面（位置図・平面図・立面図等）
- (4) その他、提出を求められた書類

10.3 検査の内容

完成検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを確認するもので、新設工事については入居前を原則とし、特に直結給水の集合住宅は、必ず入居前とする。

特に、新設工事の中で直結給水の集合住宅は、必ず入居前とする。

- (1) 「給水装置工事等設計・施工取扱要綱」等の基準に適合しているか。
- (2) 精算書の内容及び完成図面と現地の使用材料及び配管状況との照合。
- (3) 耐圧試験(10.6)結果の確認。
- (4) 残留塩素濃度検査(10.5)
- (5) 主任技術者チェック表(宅内、公道共)の確認
- (6) その他、確認すべき要件。
- (7) 検査の結果、指摘を受けた箇所は、速やかに手直しをし、再検査を受ける。

10.4 写真検査

検査時に可視できる範囲が著しく少ない工事(撤去工事、部分的な改造工事等)において、施工時、出来形の写真により検査を行うことがある。その場合、原則として以下の写真を提出すること。

- (1) 給水管引き込み及びキャップ止め位置のわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (2) メーター位置がわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (3) メーターの設置状況(高さ、位置、番号、指針等のボックス内の状況のわかる写真。)
- (4) 給水栓、ヘッダー等の器具の取付状況がわかる写真。
- (5) 管末での残留塩素測定値がわかる写真(10.5)
- (6) その他提出を求められた写真。

10.5 残留塩素濃度の測定

残留塩素値(末端で 0.1 mg/l以上)とクロスコネクション(上水道管と井戸、農水、工水、温泉、雨水、排水管等他の水管を誤認し、分岐や接合をする事故)を防ぐため、給水装置工事完了後に残留塩素を測定する。

- ①新規及び増口径分岐の場合など、公道部の水道局配管に新たに分岐施工する工事
- ②民地内キャップ止め管からや、既設給水管から支管分岐し、新たにメーターを設置する工事
- ③口径変更のみの工事及び民地内の既設給水管の極一部分のみを修繕や改造する工事

※①及び②は必須。③については任意とするが、他の水管との誤接続の可能性がある場合や学校などの受水槽との併用施設において、直圧部分の増設工事を行った場合は必須。

《測定の手順》

- (1) 工事完了後、末端給水栓において十分な放水を行ったのち、検査試薬(DPD)又は検査機器を用いて残留塩素値の測定を行う。
- (2) 承認番号、工事件名、測定日時に併せ、測定値が解るように撮影すること。

10.6 耐圧試験の基準

工事完成に際しては、下記の耐圧試験を実施し、漏水のないことを確認する。

| | 実施者 | 確認方法 | 試験水圧値 | 保持時間 | 備考 |
|-----------------------|-----|---------|-----------------------------|------|-------------------|
| ・新設工事 | 施工者 | 写真提出 | 1.75MPa | 1分間 | 認証基準 |
| ・改造工事 (新設部分のみ加圧) | 施工者 | 写真提出 | 1.75MPa | 1分間 | 認証基準 |
| ・改造工事 (既設部分も含めて加圧) | 施工者 | 写真提出 | 0.75 MPa | 5分間 | 米子市水道局基準 |
| ・貯水槽水道の切替 ・井戸施設の切替 | 施工者 | 局担当者の立会 | 当該最高静水圧×1.5 (最低 0.75MPa) | 5分間 | 米子市水道局基準 |
| ・サドル分水栓 | 施工者 | 写真提出 | サドル分水栓施工手順参照 | | |
| ・減圧弁以下の装置 | 任意 | 行わない | 0.30MPa | | 認証基準 |
| ・共同管布設工事 | 施工者 | 写真提出 | 0.75 MPa | 5分間 | 米子市水道局工事標準仕様書に準ずる |